

議案第80号

つくば市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表多目的室1の項及び多目的室2の項中「250円」を「260円」に改め、同表創作室の項中「400円」を「410円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前のつくば市子育て総合支援センター条例の規定により既に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略） 別表（第8条関係）		本則・附則（略） 別表（第8条関係）	
施設名	使用料（1時間当たり）	施設名	使用料（1時間当たり）
一時預かり室	乳幼児1人につき300円	一時預かり室	乳幼児1人につき300円
多目的室1	<u>260円</u>	多目的室1	<u>250円</u>
多目的室2	<u>260円</u>	多目的室2	<u>250円</u>
創作室	<u>410円</u>	創作室	<u>400円</u>
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。		備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。	